

家 屋 評 価 目 次

1	固定資産評価基準の意義	233
(1)	評価基準	233
(2)	固定資産税における家屋の意義	233
2	家屋の評価	234
(1)	家屋の価格	234
(2)	家屋の評価方法	234
(3)	評価及び価格の決定までの流れ	237
(4)	不動産取得税の価格との関係	238
3	家屋評価の仕組み	239
(1)	新增分家屋の評価のしくみ	240
(2)	在来分家屋の評価替えのしくみ	241
(3)	再建築費評点基準表	243
(4)	再建築費評点基準表の補正等	246
(5)	損耗の状況による減点補正率	247
(6)	需給事情による減点補正率	249
(7)	評点一点当たりの価額の決定	250
4	家屋の据置制度と評価替え	251
5	参考判例	252
6	令和6基準年度における評価基準の改正概要（6月告示）	257
(1)	用途別区分の整理統合	258
(2)	部分別区分の見直し	261
(3)	標準量の見直し	262
(4)	非木造・集合形式住宅用建物の 部分別「内壁仕上」、「床仕上」及び「天井仕上」に係る総合評点方式の導入	263
(5)	評点項目の新設	264
(6)	標準評点数の算定	265
(7)	標準評点数の適正化について	266
(8)	地方財政審議会意見	267
7	令和6基準年度における評価基準の改正概要（11月告示）	268
(1)	再建築費評点補正率等の改正	269
(2)	積雪地域又は寒冷地域の級地の区分の改正	271
(3)	評点一点当たりの価額に関する経過措置の改正	272
(4)	価額の据置措置等の経過措置の延長	274

1 固定資産評価基準の意義

(1) 評価基準

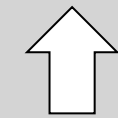
(地方税法第388条第1項、第403条第1項)

- 「固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続」として固定資産税の課税標準である「価格」を求めるための具体的な手法を総務大臣が定め、告示する。
- 市町村長は、固定資産税における固定資産（土地、家屋及び償却資産）の価格の決定に当たっては、この固定資産評価基準によらなければならないものとされている。

【参考判例】 最高裁 昭和61年12月11日判決

(2) 固定資産税における家屋の意義

家屋とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
(地方税法第341条第3号)



家屋とは、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登録されるべき建物をいうものであること。
(地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第3章第1節第1二)

【参考判例】 最高裁 昭和59年12月7日判決

「登記簿に登録されるべき建物」とは

建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならぬ。（不動産登記規則第111条）

【家屋の要件の判定】

アイウ
外気分断性
土地への定着性
用途性

※家屋として取り扱わないものの例

- ・ ガスタンク、石油タンク又は給水タンク
- ・ 機械上に建設した建造物（地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。）
- ・ 浮船を利用したもの（固定しているものを除く。） 等

2 家屋の評価①

(1) 家屋の価格

(地方税法第341条第5号)

価格 = 適正な時価 = 正常な条件の下において成立する取引価格

【参考判例】 最高裁 平成15年6月26日判決

(2) 家屋の評価方法

(評価基準第2章)

ア 再建築価格方式の採用

再建築価格を基準として評価する方法（再建築価格方式）を採用

※ 再建築価格方式は、現行評価基準の制定のため設置された固定資産評価制度調査会（総理大臣の諮問機関、昭和34年～36年）の答申において、最も適当であるとされた評価方法

＜検討された家屋の評価方法＞

- 再建築価格を基準とする方法・・・再建築価格は家屋の価格の構成要素として基本的なものであり、その評価の方式化も比較的容易であるため採用
- 取得価格を基準とする方法・・・取得の際の個別的な事情による偏差があるため不採用
- 賃貸料等の収益を基準とする方法・・・種々の事情により甚だしい格差があるため不採用
- 売買実例価格を基準とする方法・・・個別的な事情による偏差や、一般的に家屋は土地と一体的に取引されることから、家屋の部分を分離することが困難であること等により不採用

2 家屋の評価②

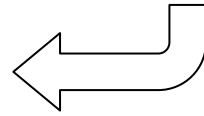
イ 再建築価格

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費(再建築費)をいう。

【参考判例】 最高裁 平成15年 7月18日判決、福岡地裁 平成2年11月6日判決

「同一のもの」とは

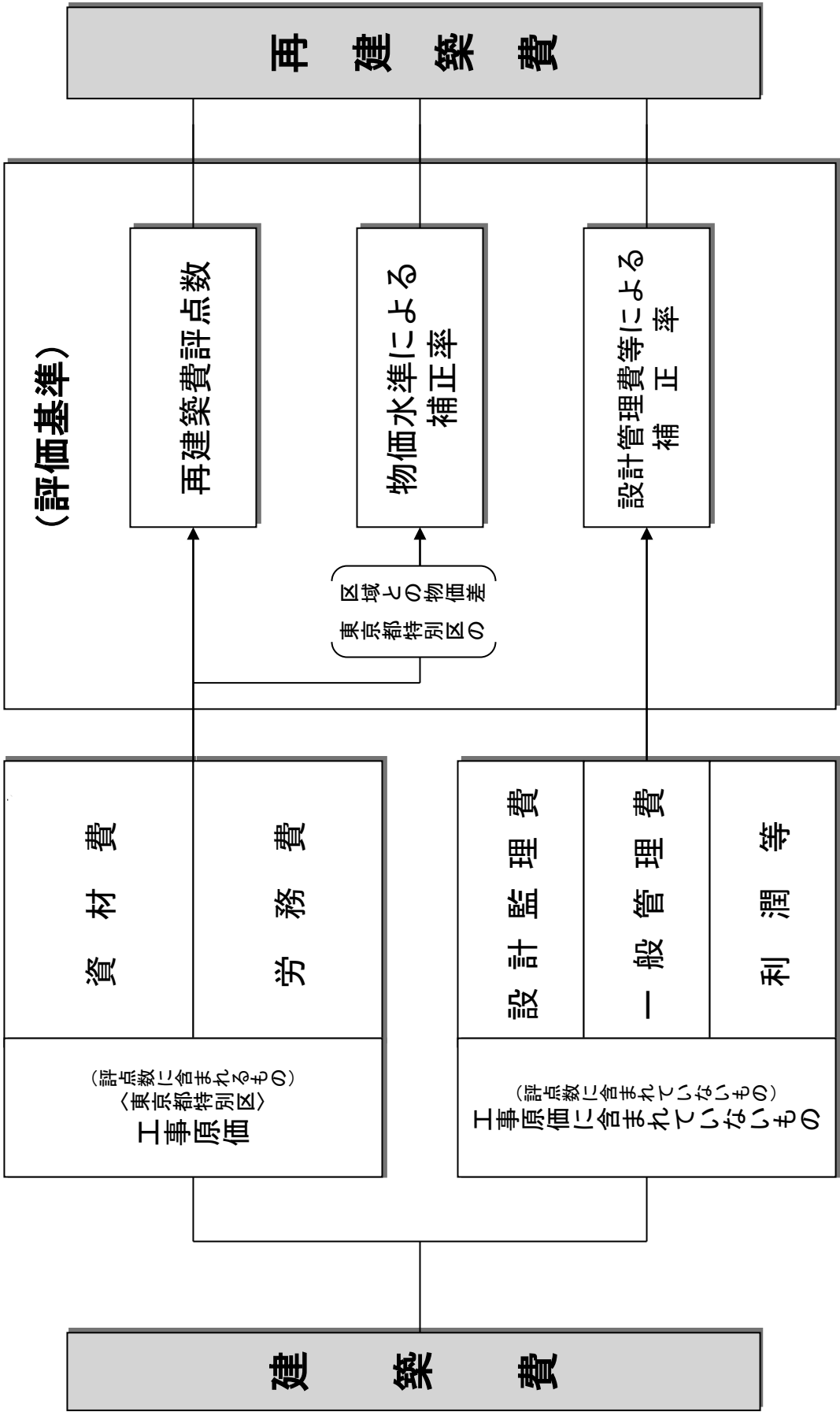
伝統的建物の復元のように構法、施工法、使用資材等の全てが完全に同一のものをいうものではなく、評価時点において家屋の構造、規模、形態、機能等が同一であり、当該家屋を構成している資材とその量がほぼ同様であるものをいい、一般的な構法等の中から当該家屋と同様のものを当てはめることによって「同一のもの」とされている。



建築技術の革新、社会的、経済的状況の変化により、家屋の構法、施工法、使用資材等も常に変化するため、新築当時一般的であった資材が、現在は入手しにくい高価なものであったり、生産されなくなって市場にないものになっている場合があり、復元のような考え方では適正な評価がなされなくなるため。

2 家屋の評価③

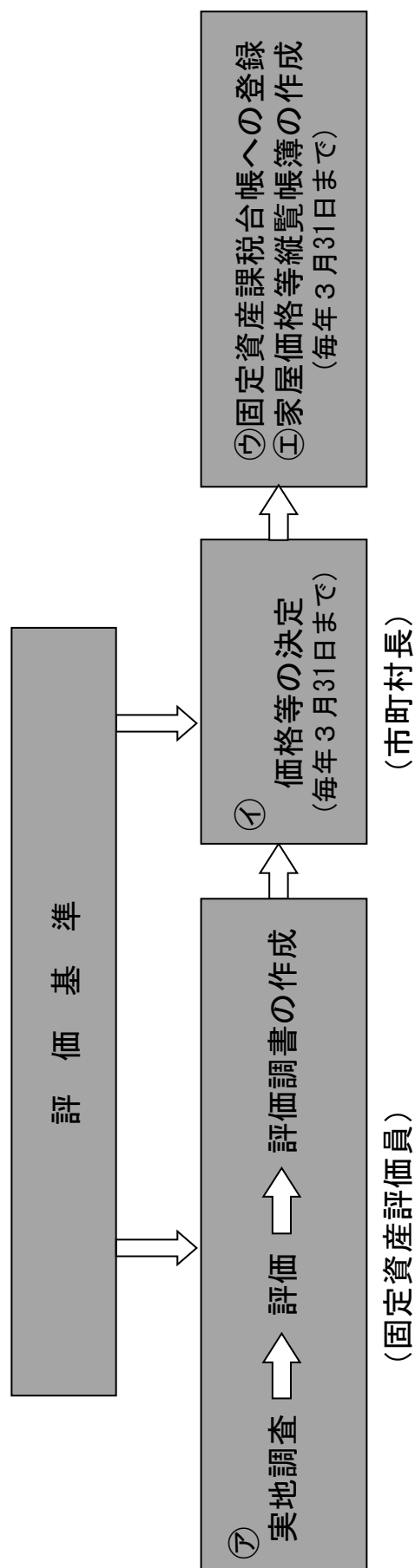
㊦建築費と固定資産評価基準における再建築費の関係



2 家屋の評価④

(3) 評価及び価格の決定までの流れ (地方税法第403条、第408条、第409条、第410条第1項、第411条、第415条、第416条)

<フロー図>



- ア 固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、実地調査に基づいて評価を行い、固定資産評価員は、その結果に基づき評価調書を作成し、市町村長に提出。
- イ 市町村長は、評価調書に基づき、毎年3月31日までに固定資産の価格等を決定。
- ウ 市町村長は、価格等を決定した場合、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録し、登録した旨を公示。
- エ 市町村長は、固定資産課税台帳に登録された固定資産に係る家屋価格等縦覧帳簿を、毎年3月31日までに作成し、所定の期間、当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

※ ①及び⑤については、災害その他特別な事情がある場合においては、市町村長は4月1日以後に行うことができる。

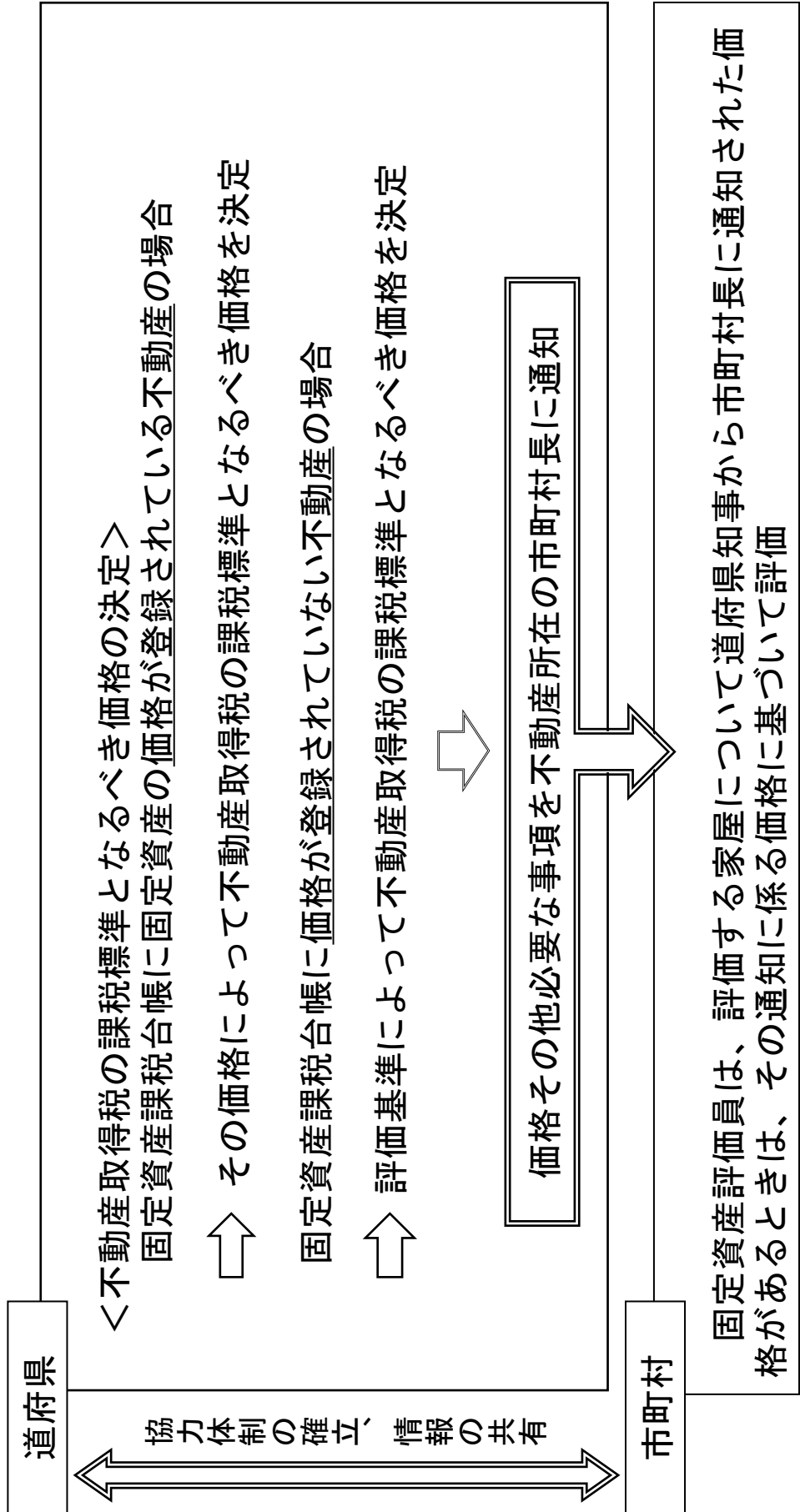
2 家屋の評価⑤

(4) 不動産取得税の価格との関係
(地方税法第73条の21、第409条第2項、地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第3章第5節三六)

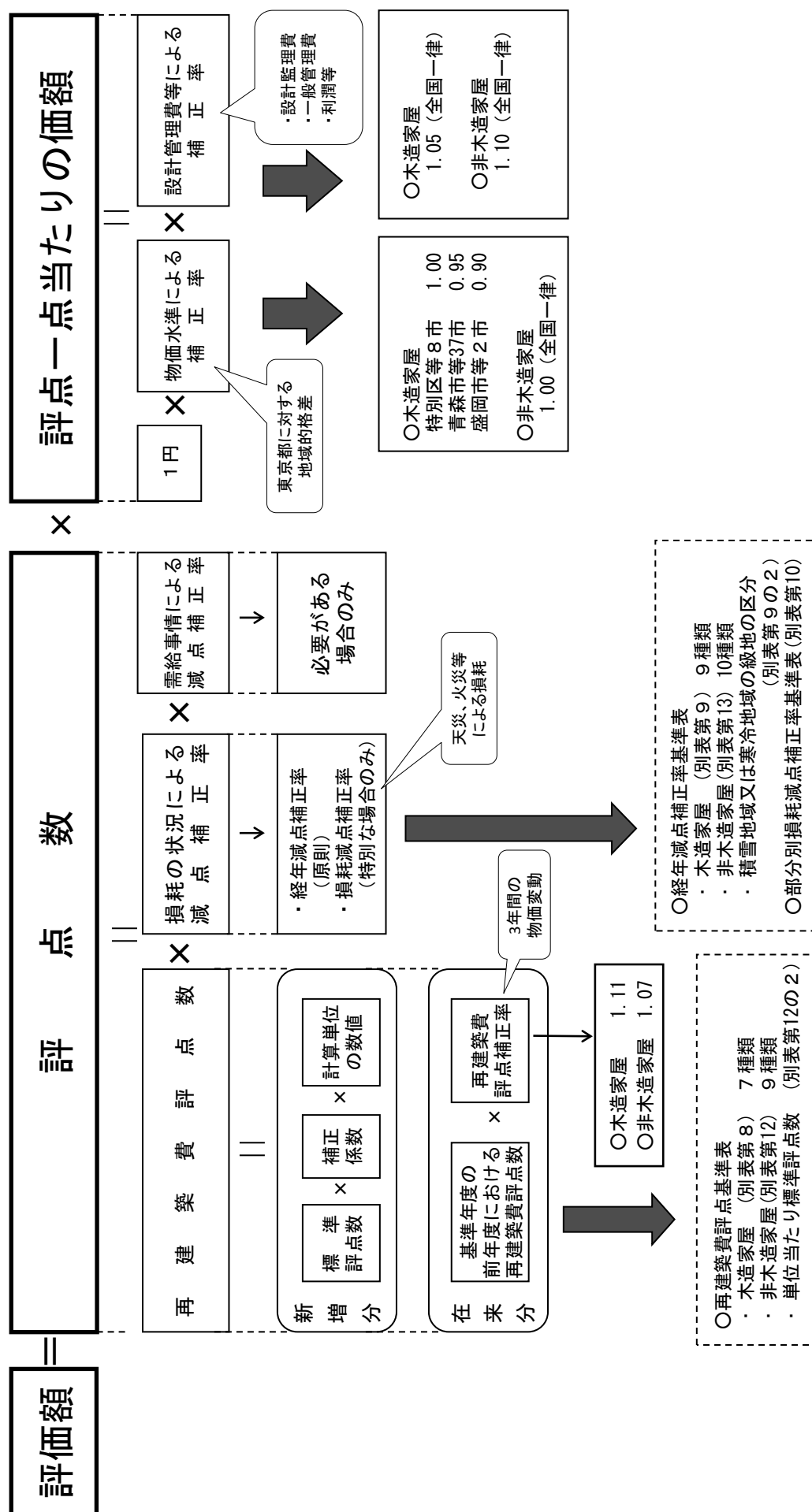
不動産取得税と固定資産税はともに土地及び家屋を課税客体とし、課税標準もその価格（適正な時価）とされている。

→ そのため、以下のとおり評価の統一と評価事務の簡素化が図られている。

→ そのため、以下のとおり評価の統一と評価事務の簡素化が図られている。



3 家屋評価の仕組み①



(令和6基準年度版)

3 家屋評価の仕組み②

(1) 新增分家屋の評価のしくみ

評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築するものとした場合に
必要な建築費（再建築価格）を、外壁仕上、天井仕上、屋根仕上等の部分別に評価して積み
上げることで求める。



再建築費評価点数

=

標準評価点数

×

補正係数

×

計算単位

評価額

=

再建築費評価点数

×

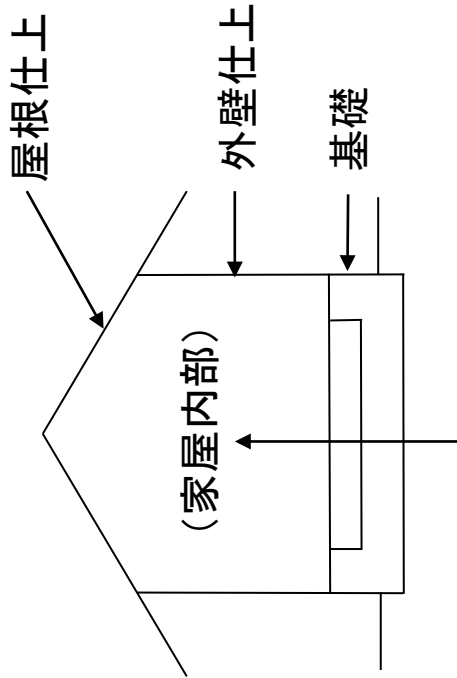
損耗の状況による減点補正率

×

評価一点当たりの価額

上記により求めた再建築費評価点数に損耗の状況による減価を行い評価額を求める。

<例>木造戸建形式住宅の評価例



構造部、内壁仕上、床仕上、
天井仕上、建具、建築設備
(その他) 仮設工事、その他工事

部分別に評価して積み上げ

< 具体例：延べ床面積 100㎡、建床面積 50㎡ >			
【外壁仕上】	サイディング	9,770点×1.1×100㎡=	1,074,700点
【内壁仕上】	クロス貼	6,600点×1.0×100㎡=	660,000点
【天井仕上】	クロス天井	4,320点×1.0×100㎡=	432,000点
【屋根仕上】	瓦 中	9,240点×0.9×50㎡=	415,800点
…			
【建築設備】	便器 洋式	64,400点×1.0×1個	
	システムキッチン	319,200点×1.2×1個	
	…	…	
【その他工事】	雑工事	9,616,970点×4%×1.0	=1,903,130点
	階段	267,820点×1.0×1個	
	…	…	
→ 部分別の評価額の合計（一棟の再建築費評価額）			10,731,720点

3 家屋評価の仕組み③

(2) 在来分家屋の評価替えのしくみ

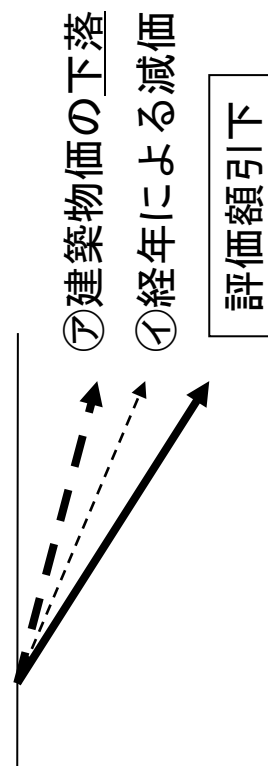
新たな再建築価格を、基準年度の前年度における再建築費評点数に3年間の建築物価の変動を反映して算定し、これに損耗の状況による減価を行い評価額を求める。

$$\text{評価額} = \left(\text{前年度における再建築費評点数} \times \text{再建築費評点補正率ア} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{損耗の状況による減点補正率イ} \\ \text{経年減点補正率} \\ \text{損耗減点補正率} \end{array} \right) \times \text{評点一点当たりの価額}$$

↑ 評価に影響を与える要因

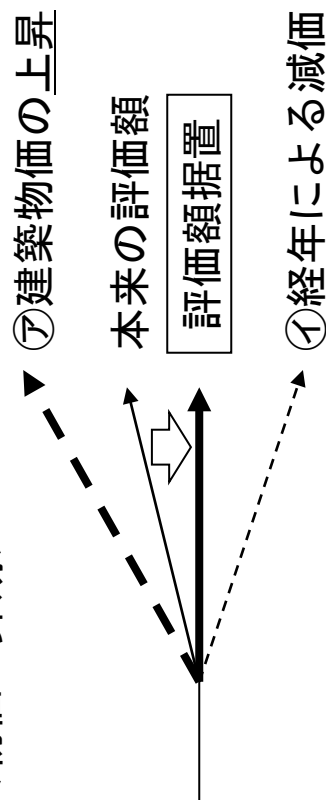
ア 建築物価の変動（上昇か下落か？）
イ 経年による減価（何年経過しているか？）

<物価下落期>



経年による減価に加え、建築物価も下落するので、評価額は引下げ

<物価上昇期>

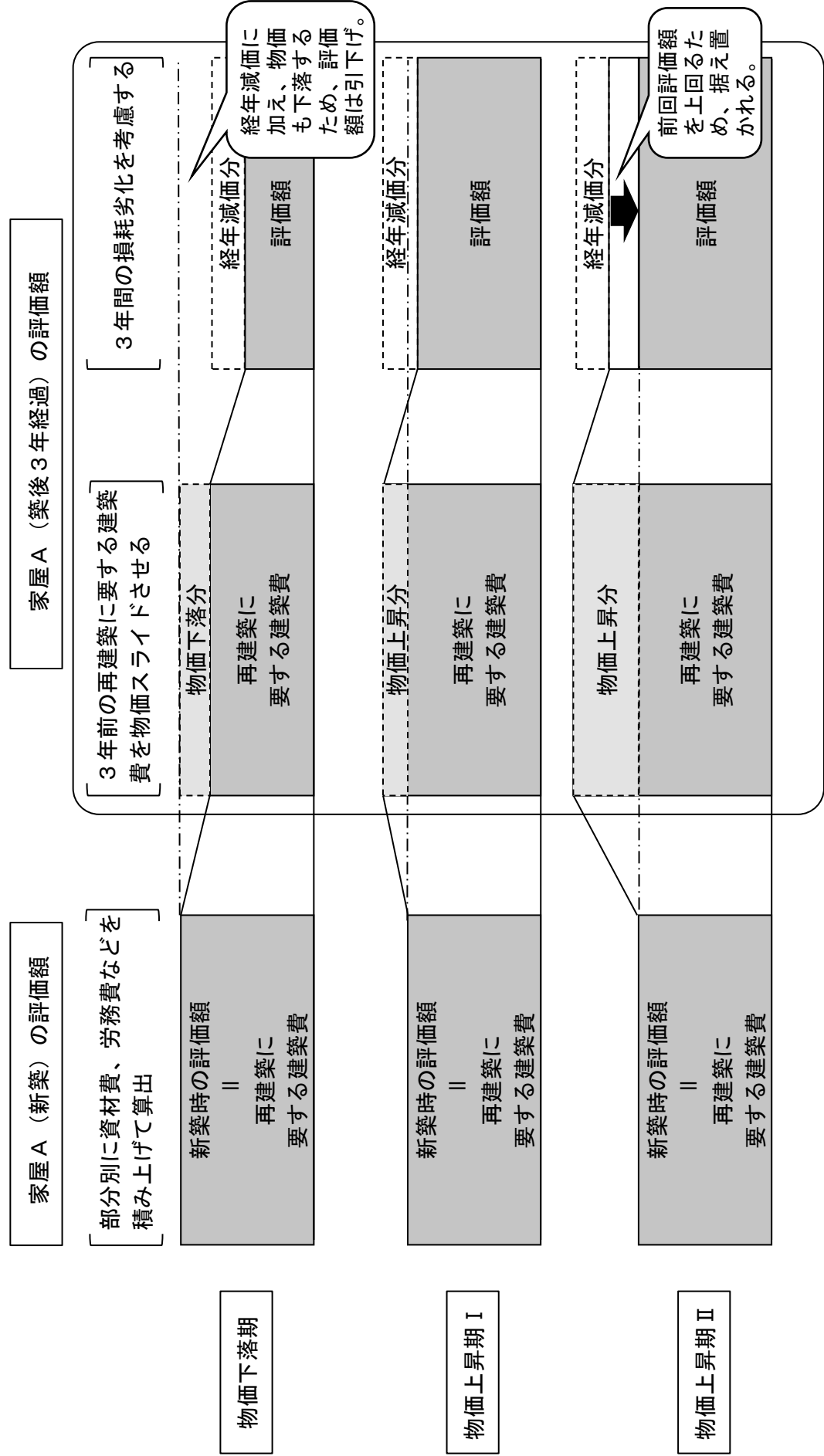


ア>イの場合、本来評価額は上昇するが、据置措置により評価額は据置き

3 家屋評価の仕組み④

＜評価替えに伴う評価額の動き（イメージ）＞

再建築価格方式においては、3年に1度の評価替え時点での再建築価格をもとに、経年等による減価を行って新たな評価額を求める。



3 家屋評価の仕組み⑤

(3) 再建築費評価点基準表

＜再建築費評価点基準表の種別等＞

▶木造家屋再建築費評価点基準表
(評価基準別表第8) (7種類)

- ・戸建形式住宅用建物
- ・集合形式住宅用建物
- ・事務所、店舗用建物
- ・工場、倉庫用建物

など

▶非木造家屋再建築費評価点基準表
(評価基準別表第12) (9種類)

- ・戸建形式住宅用建物
- ・集合形式住宅用建物
- ・事務所、店舗用建物
- ・工場、倉庫用建物
- ・軽量鉄骨造建物

(戸建形式住宅用建物) など

▶戸建形式住宅用丸太組構法建物
に係る再建築費評価点基準表 (例)

例) 別表第12 非木造家屋再建築費評価点基準表

→ 3 事務所、店舗用建物 (抜粋)

1		2		3		4		5				6	
部分別		評価項目及び標準評価点数				標準量		補正項目及び補正係数				計算単位	
		鉄骨、鉄筋及びコンクリートの使用量が明確でない建物		鉄骨鉄筋コンクリート造		62,320		増点補正率		標準		減点補正率	
構造部	主	鉄	骨	鉄	筋	コ	ン	ク	リ	1.05	地上3階のもの	1.0	地上2階のもの
	体									1.20	5.5m程度のもの	1.0	3m程度のもの
	構									1.20	7.5m程度のもの	1.0	
	造									1.10	大きいもの	1.0	小さいもの
部	造										延べ床面積 1.0㎡当たり 1.60㎡程度のもの	延べ床面積 1.0㎡当たり 0.80㎡程度のもの	延べ床面積 1.0㎡当たり 0.45㎡程度のもの
	部										地下1階のもの	1.0	
											複雑なもの	1.0	
											複雑なもの	1.0	
		鉄使用量が明確でない建物 鉄骨、鉄筋及びコンクリートの使用量が明確な建物にあっては、次の算式によって求める。 (算式) 標準評価点数 = { 236,450×鉄骨使用量 (単位 t) } + { A ×鉄筋使用量 (単位 t) } + { B ×コンクリート使用量 (単位㎡) }											
		A : 【上】 264,670 【中】 193,920 【並】 144,580 B : 【上】 60,380 【中】 48,220 【並】 43,970											

3 家屋評価の仕組み⑥

＜再建築費評価点基準表と各項目の関係＞

例) 非木造家屋再建築費評価点基準表

- (1) 戸建形式住宅用建物
- (2) 集合形式住宅用建物
- (3) 事務所、店舗用建物
- (4) 病院、ホテル用建物
- (5) 工場、倉庫用建物
- (6) 軽量鉄骨造建物(戸建形式住宅用建物)
- (7) 軽量鉄骨造建物(集合形式住宅用建物)
- (8) 軽量鉄骨造建物(事務所、店舗用建物)
- (9) 軽量鉄骨造建物(工場、倉庫用建物)

【部分別】・・・①

- 1 構造部
- 2 外壁仕上
- 3 内壁仕上
- 4 床仕上
- 5 天井仕上
- 6 屋根仕上
- 7 建具
- 8 特殊設備
- 9 建築設備
- 10 仮設工事
- 11 その他工事

【各部分別の要素】

- ・ 評価項目・・・②
一般的な使用資材の種別及び品等を示すために設定。
- ・ 標準評価点数・・・③
評価項目に示した資材等に係る工事原価に相当する費用を一円一点として表したものの。
- ・ 補正項目及び補正係数・・・⑤

評価対象家屋の実態に応じ、標準評価点数を補正するために設定。

(注1) 補正項目に従って、「増点補正率」、「標準」、「減点補正率」を示し、原則、この間で補正率を適用。

(注2) 市町村において必要があると判断した場合、この範囲を超えることも可能。

3 家屋評価の仕組み⑦

【標準量・計算単位】・・・④、⑥
＜標準量＞・・・④

標準量とは、再建築費評価基準表に示されている標準評点数の積算基礎となった各用途別、部分別の標準的な施工数量をいう。標準量は、部分別の特性に応じ、単位（m、m²、m³、t、個など）当たりを基準として示されている。

＜計算単位＞・・・⑥

再建築費評価基準表に示されている標準評点数は、各部分別の標準的な施工数量（標準量）を基礎として積算されており、評点付設の便宜上、単位（m、m²、m³、t、個など）当たりで示されている。そのため、各部分別の再建築費評点数は、標準評点数に以下の計算単位を乗じて算出する。

（非木造家屋再建築費評価基準表の計算単位の例）

部分別区分		計算単位
構造部	主体構造部	延べ床面積、建床面積
	基礎工事	建床面積、個数、本数 等
	外周壁骨組、間仕切骨組	延べ床面積
外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上		延べ床面積
屋根仕上		建床面積
建具		延べ床面積、建具面積
特殊設備		見付面積、箇所数 等
建築設備		延べ床面積、台数、組数 等
仮設工事、その他工事		延べ床面積

3 家屋評価の仕組み⑧

(4) 再建築費評価点基準表の補正等 (評価基準第2章第1節六)

ア 再建築費評価点基準表の補正

総務大臣が定めた再建築費評価点基準表に評価項目及び標準評価点数がない場合又はその他家屋の実態からみて特に必要のある場合

➡ 再建築費評価点基準表について所要の補正を行い、適用することができる。

＜所要の補正の方法＞

- 他の用途の再建築費評価点基準表から転用する方法
- 類似の評価項目に係る標準評価点数を補正する方法
- 市場価格等を参考に標準評価点数を求めする方法

イ 再建築費評価点基準表の作成

総務大臣が定めた再建築費評価点基準表に示されている家屋の構造、様式、使用資材又は各部分別の施工量等が、当該市町村に所在する家屋の構造等と著しく相違することにより、相当数の家屋について適正な再建築費評価点数を算出することが困難な場合又は適当でない場合

➡ 当該市町村の家屋の構造等の実態に応じ、別に再建築費評価点基準表を作成して適用することができる。

(主な留意事項)

- ・ 再建築費評価点基準表の補正、作成を行う場合は、総務大臣が定めた再建築費評価点基準表に示された標準評価点数と同様、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都における物価水準に基づくこと。
- ・ 再建築費評価点基準表の作成に当たっては、総務大臣が定めた再建築費評価点基準表に示されている各評価項目に応じた標準評価点数の積算方法等に基づくこと。

3 家屋評価の仕組み⑨

(5) 損耗の状況による減点補正率 (評価基準第2章第2節五、第3節五)

ア 経年減点補正率 (評価基準別表第9、13)

経年減点補正率は、家屋を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定められており、木造家屋にあっては用途別区分及び評点数別区分、非木造家屋にあっては用途別区分及び構造別区分に従って求める。

※経過年数が1年未満であるとき又は経過年数に1年未満の端数があるときは、それぞれ1年未満の端数は1年として計算する。

イ 積雪寒冷補正率 (評価基準別表第9の2)

積雪寒冷地域に所在する家屋については、上記アの経年減点補正率をさらに減価補正して求める。

➤ 木造家屋

別表第9の2積雪寒冷地域の級地の区分に応じ、上記の経年減点補正率を減価（5%から25%）。

➤ 非木造家屋

木造家屋に係る積雪寒冷補正率が100分の18以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋のうち、軽量鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の家屋については、上記の経年減点補正率を減価（3%又は5%）。

※基準年度の賦課期日後に市町村合併等があった場合の級地区分の取扱いは、当該市町村合併等前の市町村ごとの級地区分による。

3 家屋評価の仕組み⑩

例) 別表第 9 木造家屋経年減点補正率基準表

例) 別表第 9 の 2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (抜粋)

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物 (抜粋)

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61, 190点未満		61, 190点以上 95, 820点未満		95, 820点以上 147, 770点未満		147, 770点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
		⋮	⋮	⋮	⋮		
		24	0.22	24	0.37		
		25以上	0.20	25	0.36		
		⋮	⋮	26	0.34		
		⋮	⋮	⋮	⋮		
		34	0.22	34	0.20		
		35以上	0.20				

都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地
北海道	札幌市	4	3
	函館市	2	2
	小樽市	4	2
	旭川市	4	4
	室蘭市	2	2
	釧路市	2	4
	帯広市	2	4

⋮

評価基準第 2 章第 2 節 5 1 (2)

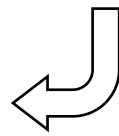
率 級地区分	積雪地域の率	寒冷地域の率
1 級地	百分の十	百分の五
2 級地	百分の十五	百分の八
3 級地	百分の二十	百分の十
4 級地	百分の二十五	百分の十五

3 家屋評価の仕組み⑪

ウ 損耗減点補正率（評価基準別表第10）

損耗減点補正率は、天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて、その経過年数に応じて通常発生する減価を基礎として定められた経年減点補正率によることが適当でないことと認められる場合に適用され、当該家屋の各部分別ごとに求めた損耗残価率に当該家屋に係る経年減点補正率を乗じて各部分別に求める。

〔算式〕 $\text{部分別損耗減点補正率} = \text{当該家屋の各部分別の損耗残価率} \times \text{当該家屋の経年減点補正率}$
→ $\text{評点数} = (\text{部分別再建築費評点数} \times \text{部分別損耗減点補正率}) \text{の合計}$



損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を、通常の維持管理を行うものとした場合において、「その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態」に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定められている。

(6) 需給事情による減点補正率

（評価基準第2章第2節六、第3節六）

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となっている家屋、所在地域の状況によりその価額が減少すると認められる家屋等について、その減少する価額の範囲において求める。

3 家屋評価の仕組み^⑫

(7) 評点一点当たりの価額の決定

＜評点一点当たりの価額＞

(評価基準第2章第4節三)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評点一点} \\ \text{当たりの価額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 1 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{物価水準による} \\ \text{補正率...ア} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{設計管理費等による} \\ \text{補正率...イ} \\ \hline \end{array}$$

ア 物価水準による補正率

工事原価に相当する費用等について、東京都特別区の区域とその他の都市との物価水準に係る地域的格差を考慮して定めている。

【木 造】 指定市→1.00、0.95、0.90の3段階

その他の市町村→原則として当該市町村の所在する都道府県の指定市の率

【非木造】 全市町村→1.00

(補正率は令和6基準年度のもの)

イ 設計管理費等による補正率

工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額を考慮して定めている。

【木 造】 全市町村→1.05 (床面積がおおむね10㎡以下の簡易構造家屋は1.00)

【非木造】 全市町村→1.10 (" ")

(補正率は令和6基準年度のもの)

＜提示平均価額＞

(評価基準第2章第1節三、第4節三)

【平成23年11月28日付け総務省告示第493号による改正】

評価基準第2章第4節(経過措置)による「評点一点当たりの価額」の決定方法が適用される間は、提示平均価額の算定に係る事務(提示平均価額の算定基礎となる総評価見込額調査及び提示平均価額の通知)を停止する。

4 家屋の据置制度と評価替え

〔 地方税法第341条第6号～8号、第349条、
評価基準第2章第4節四 〕

○ 基準年度

令和6年度は基準年度である。
(次回の基準年度は令和9年度 (2027年度))

○ 地方税法による価格の据置

家屋に対して課する固定資産税の課税標準

【基準年度】

当該年度の賦課期日現在の価格で課税台帳等に登録されたもの

【第2年度、第3年度】

基準年度の課税標準となった価格で課税台帳等に登録されたもの

※ 家屋の改築、損壊その他これらに類する特別の事情がある場合を除く。



○ 固定資産評価基準による価額の据置

基準年度において家屋の評価額が見直された際に、見直し後の評価額が前年度の評価額を上回る場合は、前年度の評価額に据え置かれる。

5 参考判例①

【判例】 「固定資産評価基準によって」 （地方税法第403条第1項）の意義

固定資産評価基準は、法388条1項に基づき、その明示的具体的委任を受けて、自治大臣が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きについて市町村間の評価の統一均衡化を図るために発したものであって、昭和37年改正法によって、固定資産評価基準に「よって」固定資産の価格を決定しなければならぬと定められ、あわせて法388条1項において固定資産評価基準を定め告示することを自治大臣に対し、明示的具体的委任をした経緯を徴すると、市町村長は、固定資産評価基準に従って評価をなすべく義務づけられているものと解するのが相当である。その意味で固定資産評価基準は法的拘束力を有しているものといわなければならない。

（最高裁（一小）昭和61年12月11日判決・昭和58年（行ツ）第55号）

【判例】 適正な時価

法349条1項の文言からすれば、同項所定の固定資産税の課税標準である固定資産の価格である適正な時価が、基準年度に係る賦課期日におけるものを意味することは明らかであり、他の時点の価格をもって土地課税台帳等に登録すべきものと解する根拠はない。そして、土地に対する固定資産税は、土地の資産価値に着目し、その所有という事実^{（一）}に担税力を認めて課する一種の財産税であって、個々の土地の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであるから、上記の適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうと解される。

（最高裁（一小）平成15年6月26日判決・平成10年（行ヒ）第41号）

5 参考判例②

【判例】 評価基準による評価の合理性

A市長は、本件建物について評価基準に定める総合比率評価の方法に従って再建築費評点数を算出したところ、この評価の方法は、再建築費の算定方法として一般的な合理性があるということができる。また、評点1点当たりの価額1.1円は、家屋の資材費、労務費等の工事原価に含まれない設計監理費、一般管理費等負担額を反映するものとして、一般的な合理性に欠けるところはない。そして、鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）の店舗及び病院用建物について評価基準が定める経年減点補正率は、この種の家屋について通常の維持管理がされた場合の減価の手法として一般的な合理性を肯定することができる。

そうすると、A市長が本件建物について評価基準に従って決定した前記価格は、評価基準が定める評価の方法によっては再建築費を適切に算定することができない特別の事情又は評価基準が定める減点補正を超える減価を要する特別の事情の存しない限り、その適正な時価であると推認するのが相当である。

（最高裁（二小）平成15年7月18日判決・平成11年（行ヒ）第182号）

【判例】 再建築価格方式の妥当性

ところで、評価基準は、家屋の評価方法として、再建築費を基準とする評価方法、いわゆる再建築価格方式を採用している。この方法は、評価客体たる家屋と全く同一のものを評価の時点において再建築する場合に必要とされる建築費（再建築費）を求め、これに各種増減価を施して家屋の価額を決定するものであり、建物を現実に新築した際の特珠事情に左右されることなく適正な時価を算出することのできる最も妥当な方法である。

（福岡地裁平成2年11月6日判決・昭和60年（行ウ）第9号）

5 参考判例③

【判例】 価格決定が違法となる場合

- ・ 評価基準の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、当該土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格がその評価方法に従って決定された価格を上回るものでない場合には、その登録価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である。
 - ・ 土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格の決定が違法となるのは、当該登録価格が、
 - ① 当該土地に適用される評価基準の定める評価方法に従って決定される価格を上回るときであるか、
 - ② これを上回るものではないが、その評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものではなく、又はその評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情が存する場合（上記・・・の推認が及ばず、又はその推認が覆される場合）であって、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るとき
- であるといえることができる。

（最高裁（二小）平成25年7月12日判決・平成24年（行ヒ）第79号）

5 参考判例④

【判例】 新築工事中の家屋の判定

思うに、固定資産税は、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて課する一種の財産税であるところ、新築の家屋の場合は、一連の新築工事が完了した段階において初めて家屋としての資産価値が定まり、その正確な評価が可能になるというべきである。また、新築工事中の建造物が、工事の途中においても、一定の段階で土地を離れた独立の不動産となる場合のあることは否定できないが、独立の不動産となる時期及びその時期における所有権の帰属を認定判断することは、課税技術的に必ずしも容易なことではないのであって、工事途中の建造物を課税客体とすることは、固定資産の持つ資産価値に着目しつつ明確な基準の下に公平な課税を図るべき固定資産税制度の趣旨に沿うものとはいえない。（略）以上のような固定資産税の性質目的及び地方税法の規定の仕方からすれば、新築の家屋は、一連の新築工事が完了したときに、固定資産税の課税客体となると解するのが相当である。

これを本件について見るに、原審の適法に確定したところによると、本件建物は、注文者と請負人との間の請負契約に基づき新築された鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階地上12階建店舗・事務所・旅館で、昭和50年1月1日現在においては、基礎工事、鉄骨鉄筋工事及びコンクリート工事が完了し、コンクリートの壁及び床もほぼ出来上っていたが、内部仕上工事、すなわち床工事、内壁工事、天井工事、照明器具の設置等が全体として未完成の状態にあったところ、請負人は、同月一杯かかって右内部仕上工事を完成し、同年2月に請負代金の約80パーセントを受領して本件建物を注文者に引き渡した、というのである。そうであるとするれば、本件建物は、昭和50年1月1日現在においては、一連の新築工事がいまだ完了しておらず、したがって固定資産税の課税客体となっていないかたのもので、同年2月ごろに初めて課税客体となったというべきであるから、昭和51年度においては固定資産評価基準にいう「新増分の家屋」に該当するものであり、このことを前提とする本件不動産取得税賦課決定は適法というべきである。

（最高裁（二小）昭和59年12月7日判決・昭58（行ツ）第19号）

5 参考判例⑤

【判例】 最終残価率（20％）について

被控訴人は、評価基準が鉄筋コンクリート造店舗につき毎年1.6%ずつ50年にわたって減価し、50年経過後の残価率を20%としていることについて、これは減価償却においては同種建物の法定耐用年数が39年とされている現在の社会情勢にそぐわない旨主張する。しかしながら、税法上の減価償却制度は、企業の資産償却を損金として処理することを認めるためのものである。他方、評価基準は、一定の経過年数を超えた後の家屋の最終残価率を20%としているが、これは家屋の財産的価値の評価をその物的価値と使用価値の両者に着目して行い、家屋が家屋として所有されている以上、最小使用価値として20%は存するとの考えに基づくものであって、税法上の減価償却制度とは異なる観点から家屋の価値を評価するものであり、減価償却における法定耐用年数と異なることをもって、評価基準の経過年数に応ずる減点補正が不合理であるということとはできない。

（仙台高裁平成17年8月25日判決・平成16年（行コ）第11号）

6 令和6年度評価替えに係る評価基準の改正概要①

＜6月告示＞ 令和5年6月30日総務省告示第247号

1 用途別区分の整理統合

簡素化・合理化の観点から、再建築費評価点基準表（別表第8及び第12。以下同じ。）における用途別区分について、構造が類似する区分の統合や建築実態が少ない区分の廃止等を行う。

2 部分別区分の見直し

簡素化・合理化の観点から、木造家屋と非木造家屋における部分別区分の内容を共通化するための見直しを行う。

3 標準量の見直し及び評価項目等の改正

（1）近年の建築実態に即したものとするため、再建築費評価点基準表に係る以下の点について改正する。

- ① 木造の戸建形式住宅用建物における標準量並びに補正項目及び補正係数
- ② 非木造家屋における標準量並びに補正項目及び補正係数
- ③ 非木造の集合形式住宅用建物の部分別「内壁仕上」、「床仕上」及び「天井仕上」への総合評価方式の導入

（2）自治体からの要望等を踏まえ、近年施工が増えている評価項目を新設するとともに、施工事例の少ない評価項目を削除する。

4 標準評価点数の算定

令和4年7月の東京都における物価水準により算定した工事原価に相当する費用を基礎として、標準評価点数を算定する。

その上で、一部の資材に係る急激な価格高騰の実情を踏まえ、適正化の観点から一定の補正を行う。

(1) 用途別区分の整理統合 ①

木造家屋再建築費評価点基準表(別表第8)及び非木造家屋再建築費評価点基準表(別表第12)の用途別区分について、簡素化・合理化の観点から、以下の見直しを行う。

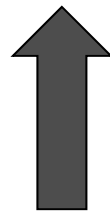
＜改正内容＞

- ・ より簡素かつ合理的な評価の実現に資する、新たな用途別区分の設定
- ・ 区別がつきにくい用途別区分の廃止
- ・ 家屋の仕様が類似している用途別区分の整理統合
- ・ 新築家屋がほとんど存在しない用途別区分の廃止
- ・ 木造家屋と非木造家屋における名称の統一化 等



＜現 行＞

木造家屋 : 13種類
非木造家屋 : 9種類



＜改正後＞

木造家屋 : 7種類
非木造家屋 : 9種類

(1) 用途別区分の整理統合 ②

◆木造家屋再建築費評点基準表の見直し

現 行 (13種類)	見 直 し 後 (7種類)
1 専用住宅用建物	1 戸建形式住宅用建物 【名称変更】
2 専用住宅用建物以外の建物	
(1) 共同住宅及び寄宿舎用建物	
(2) 併用住宅用建物 【廃止】	2 集合形式住宅用建物 【名称変更】
(3) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 【統合】	3 事務所、店舗用建物
(4) 普通旅館及び料亭用建物	
(5) 事務所及び銀行用建物	4 病院用建物
(6) 店舗用建物 【統合】	
(7) 劇場用建物	5 ホテル、旅館用建物 【名称変更】
(8) 病院用建物	6 劇場用建物
(9) 工場、倉庫用建物	7 工場、倉庫用建物
(10) 附属家用建物 【統合】	
(11) 簡易附属家用建物 【統合】	
(12) 土蔵用建物(廃止)	

※ 「料亭用建物」は「事務所、店舗用建物」に統合

(1) 用途別区分の整理統合 ③

◆非木造家屋再建築費評点基準表の見直し

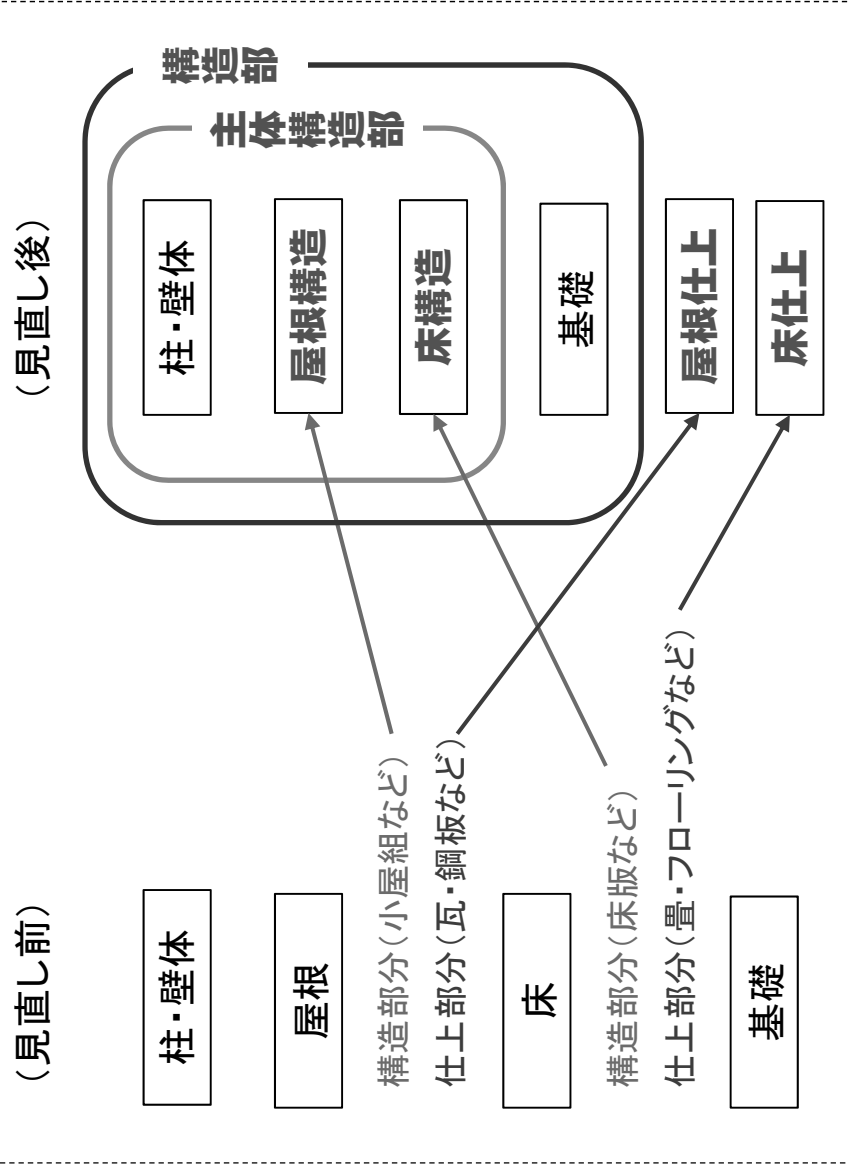
現 行(9種類)	見 直 し 後 (9種類)
1 事務所、店舗、百貨店用建物	1 戸建形式住宅用建物 【名称変更】
2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物	2 集合形式住宅用建物 【名称変更】
(1) 住宅、アパート用建物 【分割】	3 事務所、店舗用建物 【名称変更】
(2) 病院、ホテル用建物	4 病院、ホテル用建物
(3) 劇場、娯楽場等のホール型建物 【統合】	5 工場、倉庫用建物 【名称変更】
(4) 工場、倉庫、市場用建物	
(5) 住宅用コンクリートブロック造建物 【分割・統合】	
(6) 軽量鉄骨造建物	6 軽量鉄骨造建物
ア 住宅、アパート用建物 【分割】	(1) 戸建形式住宅用建物 【名称変更】
イ 工場、倉庫、市場用建物	(2) 集合形式住宅用建物 【名称変更】
ウ 事務所、店舗、百貨店等用建物	(3) 事務所、店舗用建物 【名称変更】
	(4) 工場、倉庫用建物 【名称変更】

(2) 部分別区分の見直し

- 木造家屋における部分別区分である「柱・壁体」「屋根構造」と「床構造」を統合し、新たな評価項目「主体構造部」を設ける。
- 木造家屋及び非木造家屋における「主体構造部」の上位概念となる部分別区分として、新たに「構造部」を設ける。

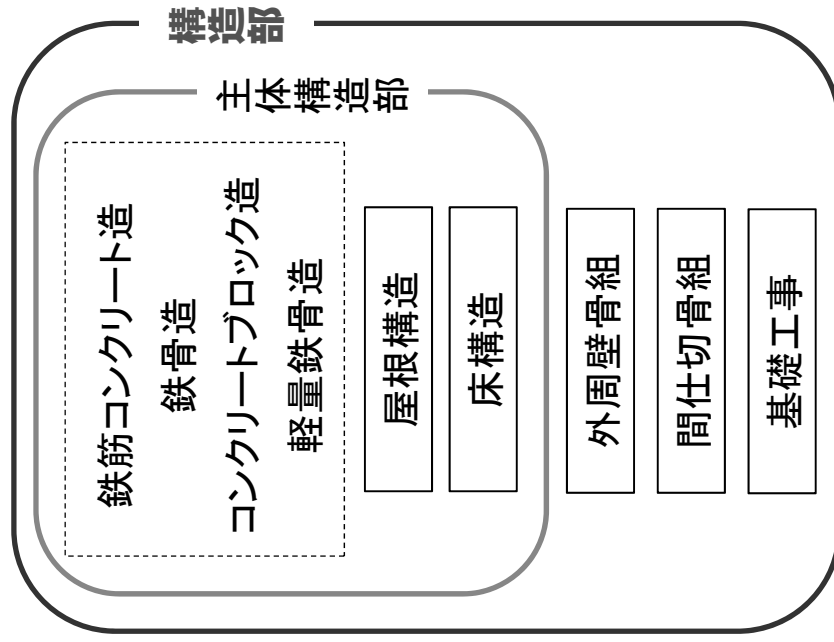
※太字部分が新設

【木造家屋】



※太字部分が新設

【非木造家屋】



(3) 標準量の見直し

【戸建形式住宅用建物（木造・非木造共通）】 標準モデル家屋の構造計算に基づいて算出。

部分別 (標準量単位)	柱・壁体 (㎡/㎡)		鉄骨量 (t/㎡)		鉄筋量 (t/㎡)		コンクリート量 (㎡/㎡)		基礎 (㎡/㎡)		外周壁骨組 (㎡/㎡)		間仕切骨組 (㎡/㎡)		外壁仕上 (㎡/㎡)		内壁仕上 (㎡/㎡)		建具 (㎡/㎡)	
	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6	R3	R6
木造	2.00		2.19		—		—		—		—		—		1.20		2.60			
	—		—		0.042		0.039		—		—		—		—		—			
	—		—		0.092		0.064		—		—		—		1.06		3.00		2.81	
	—		—		—		—		0.04		0.09		0.72		0.69					
非木造	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
鉄筋コンクリート造	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	

【上記以外の非木造家屋】 全国の既存家屋を対象とした施工数量の調査結果に基づいて算出。

(見直しの一例)

集合形式住宅用 建物	S造		RC造	
	鉄骨量 (t/㎡)	鉄筋量 (t/㎡)	コンクリート量 (㎡/㎡)	建具 (㎡/㎡)
R3基準	0.092	0.090	0.720	0.75
R6基準	0.096	0.122	0.771	0.42
変動率 (R6/R3)	104%	136%	107%	56%
工場、倉庫用 建物	鉄骨量 (t/㎡)	鉄筋量 (t/㎡)	コンクリート量 (㎡/㎡)	建具 (㎡/㎡)
	0.092	0.076	0.610	0.20
R3基準	0.090	0.146	0.959	0.13
R6基準	98%	192%	157%	65%
変動率 (R6/R3)				

(4) 非木造・集合形式住宅用建物の部分別「内壁仕上」、「床仕上」及び「天井仕上」に係る総合評価方式の導入

○ 非木造の集合形式住宅用建物における「内壁仕上」、「床仕上」及び「天井仕上」の使用資材や施工割合は概ね同程度であることから、現行の項目別評価方式に加え、標準的な資材及び施工割合により設定した総合評価方式を設ける。

これにより、標準的な施工の集合住宅は、項目別に評価することなく評価付設できることとなり、評価が簡素化される。

【内壁仕上の例】

部分別	評価項目及び標準評価点数		標準量	補正項目及び補正係数			計算単位
				補正項目	増点補正率	標準	減点補正率
内 壁 仕 上	鉄筋コンクリート造	7,280	延べ床面積一・六五平方メートル 延べ床面積一・〇平方メートル	内壁仕上の面積の小	1.17 延べ床面積 1.0㎡当たり 3.10㎡のもの	1.0 延べ床面積 1.0㎡当たり 2.65㎡のもの	0.85 延べ床面積 1.0㎡当たり 2.25㎡のもの
				施工の程度	1.20 程度の良いもの	1.0 普通のもの	0.80 程度の悪いもの

※ 「内壁仕上」の他、「床仕上」及び「天井仕上」にも総合評価方式を設ける。

【適用できる家屋】

- 住戸内部の内壁及び天井が主にフローリングが施工された集合住宅
- 共用部分については、エントランスホール、管理入室、廊下等で構成される一般的な集合住宅
- ※ 想定される仕様が上記と大きく異なると考えられる、居住用超高層建築物（タワーマンション）や下層階が店舗等である複合用途家屋については、原則として適用対象外

(5) 評価項目の新設

国産木材の利用を促進する国の施策等により、近年、CLT^(※)を施工した非木造家屋が増加している。これらの家屋を適正に評価するため、非木造家屋の部分別「主体構造部」の「屋根構造」、「床構造」及び「外周壁骨組」に評価項目を新設する。

■ CLTパネル(非木造 部分別「主体構造部」)

※ CLT(直交集成板): Cross Laminated Timberの略称で、ひき板(ラミナ)を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した大版のパネル



CLTパネル
(銘建工業株式会社ホームページより引用)



CLTパネルを間仕切に使用した例
(CLTデザインノート((一社)日本CLT協会ホームページ)より引用)

○ 柱は鉄骨で、
床・壁にCLTを採用した例

※ 2019年2月竣工
所在地: 宮城県仙台市
設計施工: 竹中工務店



(公益財団法人日本住宅・木材技術センターホームページより引用)

(6) 標準評点数の算定

標準評点数の算定根拠となる資材費・労務費等について、公表されている建設物価資料で継続性、信頼性があると考えられるもの（建設物価（（一財）建設物価調査会発行）、公共工事設計労務単価（国土交通省発表）等）により、価格調査基準時点（令和4年7月）の物価等に基づいて算定する（下記の例）。その上で、一部の資材に係る標準評点数を適正化した。

<例1> 木造家屋 戸建形式住宅用建物

部分別「床仕上」 評点項目「石材系仕上・並」（1平方メートル当たり）

令和3基準

資材費 評点数	労務費 評点数	下地その他 の評点数	標準 評点数
6,059	9,258	2,124	17,440



令和6基準

資材費 評点数	労務費 評点数	下地その他 の評点数	標準 評点数
6,192	9,614	2,268	18,070

<変動理由> 資材価格の上昇等

<例2> 非木造家屋 事務所、店舗用建物

部分別「主体構造部」 評点項目「鉄骨」（1トン当たり）

令和3基準

資材費 評点数	施工費 評点数	標準 評点数
100,966	127,620	228,580



令和6基準

資材費 評点数	施工費 評点数	標準 評点数
139,310	120,100	259,410

<変動理由> 資材価格の上昇等

※ 資材費評点数及び標準評点数は適正化前の数値

(7) 標準評点数の適正化について

- ① コロナ禍に起因する「ウッドショック」・「アイアンショック」や、ウクライナ侵攻といった近年に例のない背景
- ② 建築資材価格の上昇率が同期間での一般物価の上昇率よりはるかに高い
- ③ 一部の資材について、価格調査基準時点(R4.7月)の価格が一時的かつ特異なものと考えられる

【事情の特殊性】

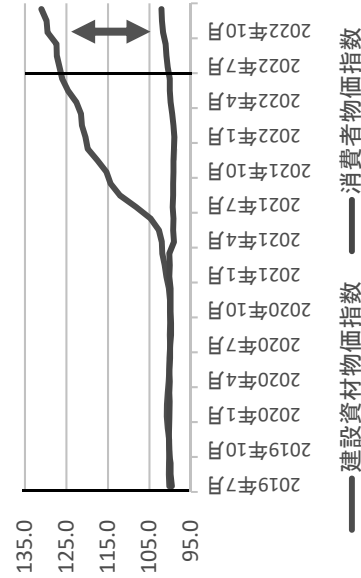
【建築資材価格の異常性】

【基準時点価格の一過性・特異性】



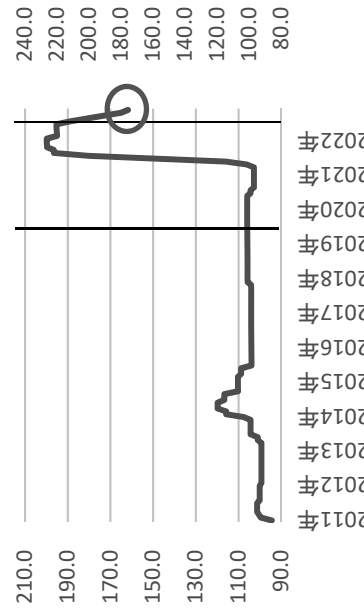
令和6基準年度に向けた家屋評価にあたり、価格調査基準時点(R4.7月)の物価水準をそのまま用いることが「適正な時価」を求める観点から適当ではないと考えられることから、一部の資材に係る標準評点数を補正することにより、評価基準の適正化を図るもの。

建設資材物価指数と消費者物価指数
(いずれも2020年7月＝100)



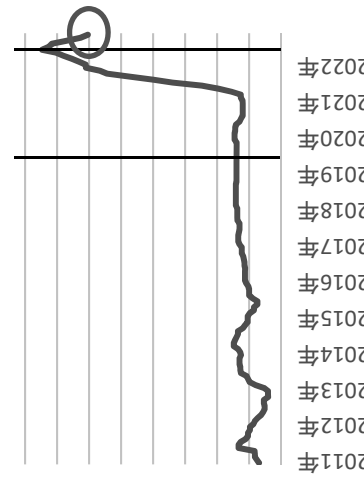
	2019(R元)年 7月	2022(R4)年 7月	上昇率
建設資材 物価指数	107.6	136.0	26.4%
消費者 物価指数	99.6	100.6	1.0%

建設資材物価指数(東京)製材
(2011年3月の「建築総合」＝100)



	2019(R元)年 7月 A	2022(R4)年 7月 B	2022(R4)年 12月 C	A→B 上昇率 D	A→C 上昇率 E	D-E 上昇率の差
製材	105.9	195.3	161.8	84.4%	52.8%	31.6%
合板	107.9	229.4	200.8	112.6%	86.1%	26.5%

建設資材物価指数(東京)合板
(2011年3月の「建築総合」＝100)



	2019(R元)年 7月 A	2022(R4)年 7月 B	2022(R4)年 12月 C	A→B 上昇率 D	A→C 上昇率 E	D-E 上昇率の差
製材	105.9	195.3	161.8	84.4%	52.8%	31.6%
合板	107.9	229.4	200.8	112.6%	86.1%	26.5%

※ いずれの指数も、公表値を基に総務省においてグラフを作成。

(8) 地方財政審議会意見

固定資産評価基準の改正に係る意見

令和5年4月21日
地方財政審議会

最近の建築資材価格は、コロナ禍に起因する「ウッドショック」・「アイアンショック」やウクライナ侵攻といった近年に例のない背景のもと、一般物価の上昇率よりもはるかに高い水準で急激に高騰しており、かつ、一部の資材についてはその後の短期間で価格が大きく下落するなど、当該価格高騰は一過性のものと考えられる。

こうした点を踏まえ、当審議会は、令和6年度評価替えに際して、令和6年度の賦課期日の属する年の2年前の7月(令和4年7月)現在の物価水準をそのまま家屋評価の基準として採用することが適当とは言いがたく、固定資産評価基準別表第8、別表第12及び別表第12の2に規定する標準評点数の改正に当たっては、木材及び鉄鋼に係る資材価格を適正化したうえで標準評点数を設定することが必要と考える。

また、課税庁の評価替え事務に支障が生じないよう、固定資産評価基準の改正事項については、自治体に対して可能な限り早く情報提供するべきである。

なお、今後の固定資産評価基準の改正に当たっては、標準評点数の設定のあり方について、適正な時価の算定に資するよう、更なる適正化に向けた検討を進められたい。

7 令和6年度評価替えに係る評価基準の改正概要②

＜11月告示＞ 令和5年11月15日総務省告示第385号

1 再建築費評価点補正率等の改正

- (1) 在来分家屋の令和6年度評価替えに適用すべき再建築費評価点補正率を定める。
- (2) 木造家屋経年減点補正率基準表について、所要の措置を講じる。

2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分の改正

普通交付税に関する省令による「寒冷補正（積雪度）」の級地見直しを踏まえ、積雪地域又は寒冷地域の級地の区分（別表第9の2）について、積雪地域に係る級地の区分を見直す。

3 評価点一点当たりの価額に関する経過措置の改正

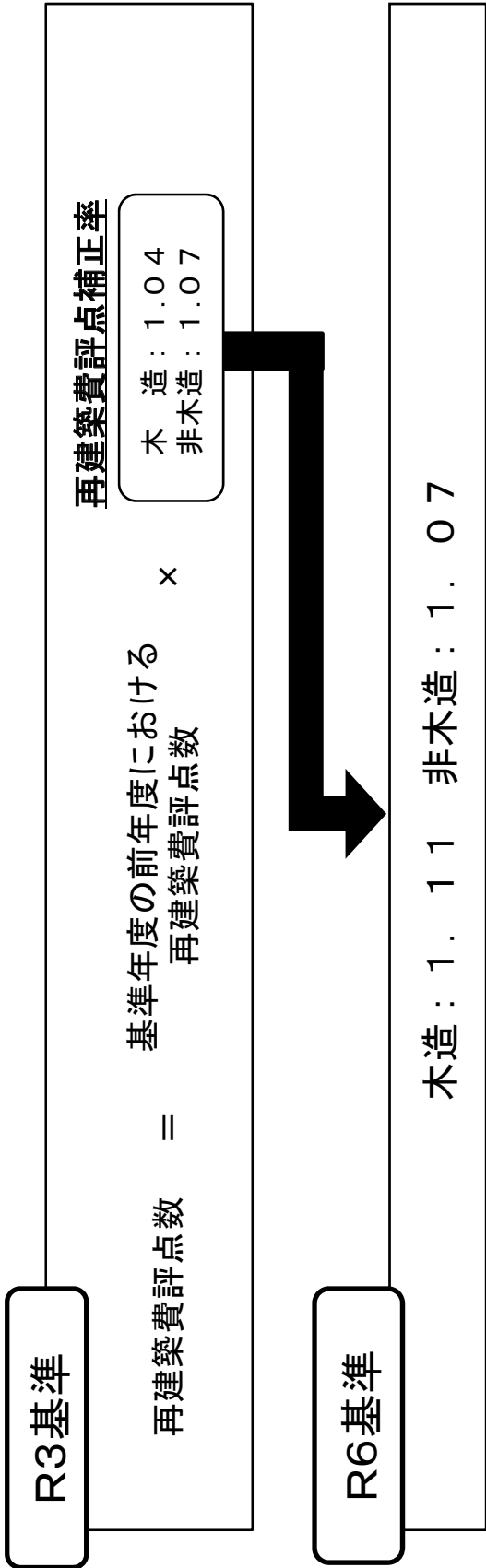
- (1) 評価点1点当たりの価額の算定方法について、令和8年度まで延長する。
- (2) 物価水準による補正率について、一部の指定市に係る率を見直す。

4 価額の据置措置等の経過措置の延長

- (1) 価額の据置措置について、令和8年度まで延長する。
- (2) 不均衡是正措置について、令和8年度まで延長する。

(1) 再建築費評価点補正率等の改正

1 再建築費評価点補正率の設定



【算出方法】（評価基準第2章第2節42・第3節42）

再建築費評価点補正率 =
$$\frac{\text{令和4年7月の物価水準による工事原価}^{\ast}}{\text{令和元年7月の物価水準による工事原価}}$$

※ 近年の資材価格の急激な変動状況を踏まえ、家屋の適正な時価を求める観点から、木材及び鉄鋼に分類される一部の資材価格について適正化。（令和5年6月30日告示済）

○ R3基準で評価された家屋を全国より2,030棟抽出し、R6基準に置き替え、変動割合を求めたもの。

構造	調査棟数	変動率の平均 (R 3 基準 → R 6 基準)
木造家屋	5 0 7	1. 1 1 9
非木造家屋	1, 5 2 3	1. 0 7 2
合計	2, 0 3 0	—

2 木造家屋経年減点補正率基準表の見直し

木造家屋は、1㎡当たり再建築費評点数に応じた経年減点補正率が適用されることとされている。再建築費評点補正率が改正されることに伴い、納税義務者に不利益が生じないよう、経年減点補正率基準表の評点数別区分を改正した。

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表 「1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物」 (例)

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
55, 120点未満		55, 120点以上 86, 320点未満		86, 320点以上 133, 120点未満		133, 120点以上	
経過 年数	経年減点 補正率	経過 年数	経年減点補 正率	経過 年数	経年減点補 正率	経過 年数	経年減点補 正率
1 : 15以上	0.80 : 0.20	1 : 15 : 20以上	0.80 : 0.35 : 0.20	1 : 15 : 20 : 25以上	0.80 : 0.43 : 0.31 : 0.20	1 : 15 : 20 : 25 : 35以上	0.80 : 0.51 : 0.43 : 0.36 : 0.20
R3基準							
R6基準		61, 190点未満	61, 190点以上 95, 820点未満	95, 820点以上 147, 770点未満	147, 770点以上		

× 1.11
再建築費評点補正率
(R6基準(木造家屋))

＜例＞R3の1㎡当たり評点数 133,000点の家屋

R6評価替えにより1㎡当たりの評点数は133,000点 × 1.11 = 147,630点

評点数別区分を改正しないとR3評価替えで適用されていた「86,320点以上133,120点未満」の区分が「133,120点以上」の区分に移動し、納税義務者に不利益となる。

※ 別表第9「2 農家住宅用建物」～「9 附属家」も同様に改正する。

(2) 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分の改正

R6基準

積雪地域又は寒冷地域の級地の区分（別表第9の2）について、積雪地域の級地の区分を令和5年4月1日現在のものに改正した。

＜積雪地域又は寒冷地域に所在する家屋の評価＞

積雪地域又は寒冷地域に所在する家屋は、他の地域に所在して積雪又は寒冷の影響により通常以上の損耗が生じているものと考えられることから、経年減点補正率に乘じる形で減点補正する。

○ 木造家屋

積雪地域又は寒冷地域の級地の区分（別表第9の2）に応じて定められた率により減点補正
(補正率＝▲5%～▲25%)

○ 非木造家屋

木造家屋に係る積雪寒冷補正率が100分の18以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋のうち、軽量鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の家屋について減点補正
(補正率＝▲3%又は▲5%)

例) 積雪地域又は寒冷地域に所在する木造家屋に適用する経年減点補正率の求め方

経年減点補正率 × (1－積雪又は寒冷地域の級地区分に応じた率)

級地区分	率	積雪地域の率	寒冷地域の率
1級地		10／100	5／100
2級地		15／100	8／100
3級地		20／100	10／100
4級地		25／100	15／100

- ※ 当該市町村が積雪地域及び寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率を用いる。
- ※ 上記算式により求めた経年減点補正率が20%に満たない場合は20%とする。

(3) 評価点一点当たりの価額に関する経過措置の改正 ①

R6基準

評価点一点当たりの価額に関する経過措置を令和8年度まで延長した。
併せて、物価水準による補正率を改正した。

＜評価点一点当たりの価額に関する経過措置＞

「評価点一点当たりの価額」を「1円」×「物価水準による補正率」×「設計管理費等による補正率」を基礎として、市町村長が定めるものとする。

① 物価水準による補正率

工事原価に相当する費用等について、東京都特別区の区域とその他の都市との物価水準に係る地域的格差を考慮して定めているもの。

木造：1.00、0.95、0.90の3区分（下表参照） 非木造：一律1.00

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.95
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.95
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.95
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.95	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.95	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.95
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.95
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.95
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.95		

(令和3基準年度版)

② 設計管理費等による補正率

工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額を考慮して定めているもの。

木造：1.05 非木造：1.10

(3) 評点一点当たりの価額に関する経過措置の改正 ②

物価水準による補正率の改正

物価水準による補正率について、東京都（特別区の区域）と各指定市（道府県庁所在市）との工事原価に相当する費用等の地域的格差を反映する観点から、専門機関による各種指標及び有識者の意見を踏まえて検証した結果、木造家屋の一部指定市に係る補正率を以下のとおり改正した。

R3基準

東京都特別区を1.00とし、

1.00 : 8市（札幌、特別区、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡）

0.95 : 34市（仙台、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、新潟、富山、金沢、福井、甲府、長野、岐阜、静岡、津、大津、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇）

0.90 : 5市（**青森**、盛岡、**秋田**、**山形**、福島）



R6基準

青森市、秋田市及び山形市（3団体）に係る補正率を0.90から0.95に改正した。

（注）盛岡市及び福島市については、各種指標に東日本大震災の影響が見られ、震災の影響を除いた場合の数値を把握することが困難なことから、改正を見送る。

(4) 価額の据置措置等の経過措置の延長

R6基準

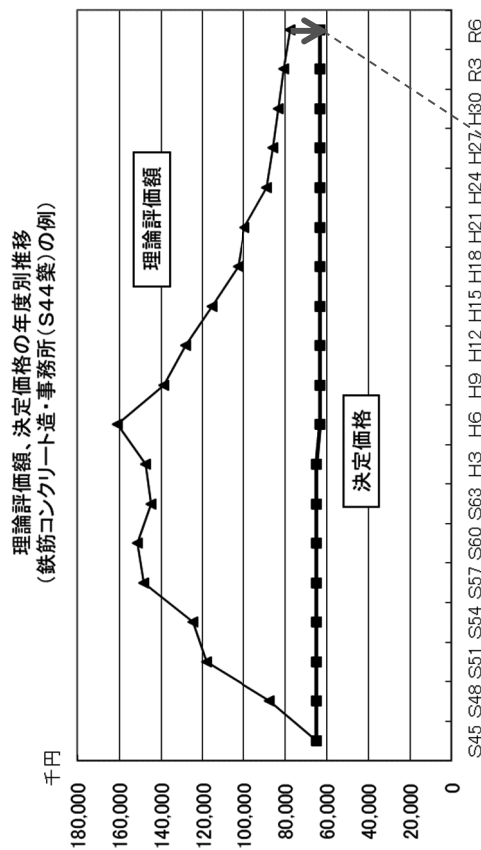
在来分家屋に係る価額の据置措置及び不均衡是正措置に関する経過措置を令和8年度まで延長した。

1 価額の据置措置

基準年度においては評価替えによる評価額(※1)が、第二及び第三年度においては損壊等による再評価額(※1)が、前年度の決定価格を上回る場合、前年度の決定価格に据え置く(※2)。

※1 理論評価額という。

※2 ただし、改築等がなされた場合は据え置かず、再評価した額。



理論評価額 > 前年度決定価格
→ 前年度決定価格に据え置く

2 不均衡是正措置

価額の据置措置によって評価額を求めることが、市町村における固定資産税の課税上著しく均衡を失する又は極めて不適当と認められる場合は、家屋相互間の評価額との均衡を考慮し、価額を求めることができる。

【適用例】

評価水準が低かった昭和38年度以前に建築された家屋について、評価水準の低い評価額をそのまま据え置くことが、課税上著しく均衡を失すると市町村長が判断した場合。